

分担金・拠出金の名称	法の支配・海洋法秩序確立促進・国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金 (大陸棚限界委員会信託基金)	平成28年度 予算額	6, 800千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	国際連合 法務部海事・海洋法課				
国際機関の概要	大陸棚限界委員会(CLOS)は沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査する目的で国連海洋法条約によって設置され、地理的配分に考慮して選出された地質学、地球物理学、水路学の専門家21名の委員で構成される。(本来は、国連海洋法条約附属書II第2条5の規定により、「委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間、その費用を負担する」こととなっているが、途上国出身の委員の場合、経済状況によっては本国政府から出張経費の支弁を受けることが困難な場合があるため、国連総会決議(A/RES/55/7/パラ20)において、事務総長に対し、信託基金の設置が要請されたことを受け、2001年に本件信託基金が設置された。)				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関である。CLCSは、本件拠出金により、毎年計21週間の定期的な会合の開催を確保し(1会期当たり7週間×年間3会期)、大陸棚延長に関する審査、勧告を行い、また大陸棚に関する様々な事項を議論・検討することで、国連海洋法条約に規定する延長大陸棚の制度の実施に関する国際法上の実行を積み重ねている。これまでに行われた81件の大陸棚延長申請のうち、CLCSは、2016年7月8日現在、24件について勧告を採択済みである(我が国が行った7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む。)。同勧告を受けて、各申請国は、条約に則った延長大陸棚を設定してきている。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関として、国連海洋法条約に規定する延長大陸棚の制度の実施に関する国際法上の実行を積み重ね、我が国の主要な外交目標である「海における法の支配」の促進に貢献してきている。また、我が国が行った大陸棚延長申請のうち一海域については、CLCSによる勧告が先送りされているところ、拠出金を通じ、迅速な審査の実現を目指すことは極めて重要。 CLCSは、条約上、地質学等の専門家である21名の委員が個人の資格で(すなわち政府から独立して)任務を遂行すると規定されており、その意思決定に我が国が直接的に関与することはできないが、CLCSには、その発足当初(1997年)から、継続して、我が国が推薦する邦人委員が選出されており、CLCSの任務遂行に貢献している。また、信託基金への拠出を通じた我が国によるCLCS支援により、CLCS委員長声明に毎年記載される他、例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議においてもCLCS委員長からの報告で明示的に言及され謝意が表明される等、我が国のCLCSにおけるプレゼンスは本件拠出を通じても強化されている。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		これまでに行われた81件の大陸棚延長申請のうち、CLCSは、2016年7月8日現在、24件について勧告を採択済みである(我が国が行った7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む。)。CLCSにおける審査作業の効率化については一定の評価ができる。CLCSは、これらの活動について、毎年、国連海洋法条約締約国会議(SPLOS)において報告し、締約国側は条約の実施状況を把握できるようになっている。 また、CLCS会期終了毎にCLCS委員長声明に信託基金からの支出額等の情報が掲載され、国連海事海洋法課(DOALOS)による内部監査及び外部監査が行われる。毎年、SPLOSにおいても、DOALOSから信託基金の運営状況についての報告が行われ、締約国は意見を述べることができる。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		CLCS委員は選挙で選ばれる21名の専門家によって構成されており(任期5年)、我が国は、第1期選挙(1997年)より、継続して邦人委員を確保してきた。現在も、2012年に選出された浦辺徹郎氏が委員として任務を遂行している。浦辺委員はこれまでの全ての会合に出席し、また個々の大陸棚延長申請を審査する複数の小委員会の委員長や科学的技術的助言委員会の委員長を務める等、CLCSの任務遂行に実質的に貢献してきている。なお、CLCSの事務を取り扱うことになっている国連法務部海事・海洋法課には、少なくとも2009年以降邦人職員は在籍していなかったが、2015年より邦人職員1名が在籍している。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①Plan: 国連事務局海事・海洋法課(DOALOS)において、年間の会期日数及び途上国委員数を基に必要経費見積もりを算出するとともに、国連海洋法条約締約国に対し拠出を呼びかけ。②Do: 我が国を含む関心国からの拠出金の拠出。DOALOSは、途上国委員からの財政支援申請を審査の上、会期毎に、必要額を支出。③Check: 会期の終了毎にCLCS委員長声明に信託基金からの支出額等の情報が掲載される他、DOALOSによる内部監査及び外部監査が行われる。④Act: 例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議において、DOALOSから信託基金の運営状況についての報告が行われ、締約国は意見を述べることができる。			
担当課・室名	国際法局 海洋法室				